

第三十九回国会 参議院社会労働委員会會議録第四号

昭和三十六年十月十日(火曜日)

午前十一時十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 谷口弥三郎君
理事 鹿島 俊雄君
村山 道雄君
藤田藤太郎君

委員 勝俣 稔君
佐藤 芳男君
徳永 正利君
横山 フク君
吉武 恵市君
久保 等君
藤原 道子君
相馬 助治君

國務大臣 瀧尾 弘吉君

政府委員 厚生政務次官 森田重次郎君
厚生大臣官房長 高田 浩運君
厚生省公衆衛生局長 尾村 偉久君
厚生省環境衛生局長 五十嵐義明君
厚生省医務局長 川上 六馬君
厚生省業務局長 牛丸 義留君
厚生省社会局長 太宰 博邦君
厚生省児童局長 大山 正君
厚生省保険局長 森本 潔君
事務局側 常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○参考人の出席要求に関する件

○社会保障制度に関する調査

(厚生行政の基本方針に関する件)

○あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(谷口弥三郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

この際お諮りいたします。理事の高野一夫君から、御都合によりまして理事を辞任したい旨の申し出がございましたので、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。

つきましては、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。この互選の方法は慣例もあり、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、村山道雄君を理事に指名いたします。

○委員長(谷口弥三郎君) 参考人の出席要求に関する件につきましてお諮りいたします。

社会保障制度に関する調査の一環として、身体障害者の援護と福祉について調査のため、参考人から意見を聴取してはいかがかと存じます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。

参考人の人選その他手続につきましては、委員長に御一任を願います。

社について調査のため、参考人から意見を聴取してはいかがかと存じます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。

参考人の人選その他手続につきましては、委員長に御一任を願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。

よってさよう決定いたしました。

○委員長(谷口弥三郎君) 次いで、社会保障制度に関する調査を議題といたします。

厚生行政の基本方針に対する質疑を、前回に引き続き行いたいとします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 私は、瀧尾厚生大臣が今までの厚生行政の経験者として大臣を担担していただくことになったわけですから、その意味では他の方々より造詣の深いお方であると思っております。

その中で、きょうお聞きをしたいことは、日本の社会保障制度を今後どう持っていくか、このことは私は非常に重大なことだと思っております。

社会保障制度という格好が、順次、医療年金、福祉という工合に、社会がいろいろのそういうことを守っていくという方針や規律というものが出てきて参った。しかし、これはなかなか

かまだまだ日本の社会保障制度の水準というものは、比べるとすれば、外国の進んだ国と比べると、おのずか

らその社会保障制度の水準というものは、日本の現在位置においていかにあるべきか、このいかにあるべきかというものは、日本の経済力との関係に私はなってくると思う。その経済の実態と社会保障制度の水準というこの問題を考えてみますときに、私は非常に

から、いかにしてこれを高めていくかというものが重大な問題だと思ふ。私はむしろこの委員会は超党派的な要素で皆が努力しなければならぬ委員会ではなからうか。私はそういう工合に思っております。たとえば社会保障制度の何と云っても柱は、今、日本に必要な柱というのは、年金制度、所得保障の問題と医療制度、医療保障の問題がやはり柱になるのではないかと。しかし、ただそればかりを進めるのじゃなしに、日本の経済が進んでくる、完全雇用の問題が出てくる。その労働能力のない人、それからまたは労働能力があっても、一定の年限に達した者に対する国の保護、社会の保障というふうな問題が、ずっと一連の関係をもち、各国は努力しているのではないかと。私はそう思っています。戦後、一番先にわれわれの耳に入ってきたのは、社会保障制度では、ゆりかごから墓場までという言葉であったと思う。この説明は私はする必要がないと思ふ。

そういう工合にして、それは戦後入ってきたときには、イギリスの問題でした。しかし、今世界のどの国を見てみてもその水準に達し、あの水準よりもっと今日は進んでいるといっているのではないかと私は思う。だから、昨年あたりの社会保障制度に対する国の支出金を見てみても非常に差異がある。イギリスは一人当たり二万五千円出している。日本は二千七百円だ。こういう現実の数字がきちっと出てきているわけです。ですから、その国のたとえば国民所得の単位をとってみても、フランスの国民所得が昨年三十二万四千円だった。一人ね。日本は、この間、政府発表したように十五万六千円。だからそういうものの関係で、フランスが年金をどれだけ出している。医療制度をどういう工合にやっていると。その他の事業をどうやってい

うものさしも出てくる。十分な資料がありまじから、私はきょうは事務局から教えてもらいながら、そういうものを基礎にして、厚生大臣の今後の社会保障制度をどう進めていこうとしておられるかの所信を一つ聞きたいと思つておるわけです。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 今日の日本といたしましては、今さら申し上げるまでもなく、社会保障の關係におきましては、経済成長を円滑にはかつて参りますためにも、私も社会保障制度というものが進歩していかなければならぬと思ふ。同時にまた経済の成長を通じて、社会保障制度の完備をは

かつて参らなければならぬ立場にあると思ふのでございます。われわれの目標といたしましては、いわゆる完全雇用の目的を達成する。同時にまた各種の社会保障制度を整備して、この目標に向かって努力していかねければならぬと思ふのでございます。そうすることによって、たゞいまお話にもございましたが、いわゆるゆりかごから墓場まで国民生活が保障せられてゐる。そういう状態に持つて参らなければならぬと思ふのでございます。欧米——いわゆる先進国に比べて参りますという、まだ日本の社会保障制度は、そこまですべてないといふことも事実だろ

うと思ふ。しかし戦後、この方面のことにつきましては、よほど進歩してきたといふことも、またいふまでもない。事実、やなやなと思ふ。私はさうな傾向のもとに、経済の成長をはかりつつ、日本の社会保障の整備のために、国をあげてやはり努力しなくちゃならぬ。たゞいまお話の中にもございましたが、いわゆる党派を越えてこの推進には努めていかなくちゃならぬ。このお言葉は、非常にありがたく私にはようございました。さういふ心持でもって皆様の御鞭撻を受け、御指導を受けて懸命の努力を払つて参りたいと思ふ。たゞいま日本の持つております社会保障制度は、だんだん形勢は整いつつあると思ふのであります。社会保障あるいは医療保障、こゝろ大きな柱が次第に整備せられるような形はなつて参つておりますが、それぞれの制度の中におきますアンバランスという問題もござ

いまいし、また、各種の制度を通じまして、まだ充実してないといふ点も確かにあると思ふ。すべてが調和を持つて整備せられて行くように今後の努力を傾けて参りたいと思ふ次第でございます。

○藤田藤太郎君　そこで、今、大臣の熱意のほどはわかりました。しかし、問題は私は経済の關係だと思ふ。まず経済の問題から私は少しお尋ねしたい。今日、どの国を見ても、先進国ですけれども、その国内の生産と消費のバランスをとつてゐるという、経済の原則であります。この生産と消費のバランスをとつてゐることは、一つは生産力を握つてゐる。持つてゐる方々、持たない方々、普通は持つておけばバランスはとれつゝないんです。だから生産が上るといふ、生産の向上に応じて消費のバランスをとつてゐるというの、社会や政治によつてバランスをとるやうな手当をするといふことが、私は一つは完全雇用であり、一つは社会保障である。だから経済が先行するのが先でなしに、経済を先行さそうとすれば、そのような処置を講じなければならぬといふ、これが私は一番大きな課題ではなかつたかと、こう思つておる。ですから、そういう意味で日本の経済が日々繁栄といふ道を続けるとすれば、どうしても生産と消費のバランスをとつていくという道以外にないと思ふ。それは何かという、一番底は社会保障だと思ふ。だから、経済が進んだら社会保障を進めていくといふ概念では私はない。むしろ経済を進めるためには社会保障を引き上げなければならぬといふ概念に立つていただかなければ、私は問題の解決

はないんではないか、こういう考え方なんです。大臣いかがですか。

○国務大臣(藤尾弘吉君)　私はこの社会保障といふものが対象となつておる国民の生活について、いわゆる福祉の保障といふことになつてゐる。そういう意味において大事な問題であるといふことは当然のことである。それと同時に、社会保障が経済と密接不可分、離れべからざる關係を持つてゐる。社会保障の経済的意義といふようなものは、これは大いに認めなければならぬと思ふ。ところが先かといふことになりまして、これは私は現実の政策のとり方によつて違ふと思ふ。ある政策を社会保障として実施する場合に、これが度を過ぎますといふと、経済の円満な発展を妨げるといふこともあつたかと思ふ。したがつて、現実の政策のとり方によつて、その結果が出てくるのではなかつたかと思ふ。それと、経済と社会保障の整備といふことは両々相持つていかなければならぬ、調和のあるやり方でもつて進んでいかねばならぬ。社会保障にあまり熱が入りまして、熱が入るといふと語弊があるかもしれないが、力こぶを入れ過ぎまして、肝心の財政を危うくするといふことになつてはいけない、そういうふうなこともございまして、そこは調和のある発展をしなければならぬ。したがつて、どちらが先でどちらがあとと簡単に片づけるというわけにもいかな

い、かように考えます。

○藤田藤太郎君　私は大臣、大いにこゝで考へていただかなければならぬといふものを言つてゐるんですから、今の経済がダウンしようとしてゐる一番大きな原因は何か、生産と消費のバランスがとれないからだと思ふ。単純に割り切つて言へば、そういうことじゃないかと私は思ふ。だから、せつぱく日本が生産が高まつてきた、生産拡大が行なわれてきた、国民の持つ資金、貯金その他のものが動員されて設備拡大が行なわれてきた。これが操業短縮その他で宝の持ちぐされになつてゐる。政治的にはまずいやり方だ、私はそう思ふ。それを、そういうことになつて、日々繁栄する道といふのは、やはり生産と消費のバランスだと思ふ。日本の経済の統計を見てみてもさうであります。三十三

年を二〇にしたら、これは二一〇にも二〇にもなるというほど生産は拡大してゐる。それと消費面における、社会保障は底ですけれども、国民の消費体制といふものはどうかといふと、その何分の一の状態しか動いていないといふのが今日の事態ではなかつたか。しかし、それはたとへば使用者と労働者という場もございまして、それから農民の問題もございまして、う。しかし、一番おいてけぼりになつてゐるのは、やはり社会保障的に國が守らなければならぬ要素ではないか。この水準を上げることにやつて全体が刺激されて、一ぺんに生産と消費がヒフティ・ヒフティになる——その努力はあつても一ぺんになるとは私は申し上げませんけれども、しかし、そのつかえ棒になるのは社会保障制度を引き上げること、引き上げるこ

とがやはりバランスがとれて、日々の繁栄の経済体制が続くといふことにならなければならぬのじゃないか。そういう意味では、私は日本の社会保障は、今まで厚生省が非常に努力していただいて喜んでおります。しかし、日本の経済の動き、現実の問題と比べてみたら、あまりにも私は遠慮がちな感じがする。あまりにもさういふ問題に目を触れないで、去年は一から今年は一、二年は三というやうな機械的な方向に社会保障の推進の問題が動いてゐるのではないか。そこあたりが経済の実態、生産の実態、これと社会保障の關係といふものが、実際に立つて大膽に日本の経済が繁栄するといふ立場に立つて社会保障の問題を議論しなければならぬ。日本は世界一の憲法を持つてゐるといわれたいやうなけれども、そのくらゐいふべき憲法を持ちながら、社会保障の問題が今のやうな状態では、結局、経済自身が今のやうな不安定な状態を周期的に繰り返す、そういうところに落ちついていきはせぬか。で、冒頭に申し上げたフランスの国民所得が一人三十二万円、日本が十五万円、一年前にして十三万円でも十四万円でもいいです。そのあんばいで、たとへば年金一つとっても、向うは六十才で二万円をこしてゐる。日本は四十五年先に三千五百円という所得保障しか行なわれてないといふ、この現実の問題をどう見るかといふことが第一の問題として私は出てゐる。これは一ぺんにフランスの二分の一——国民所得が三分の一なら三分の一で二万円の七千円、これだけのことが出来るかどうかは、これは出発した歴史がおそいのですから、そこまでは言いません。そこまでは言いませんけれども、そういう心がまえといふも

のが社会保障制度につき込まれてこなければ、社会保障自身も進まないし、経済も進まないということになりはせんかというところが言いたいわけですが、だから大臣は、ほどほどに両方発展しなければならぬからという言葉がございまして、それは、とり方によつてはそのとおりであるかも知れません。しかし、今までの進んできた姿そのものを、フランスのほどほどにじやなしに、いかにして日本経済を進めていくか、国民生活を守っていくかというところにおいてフランスをほどほどという、新しい観点に立つてのほどほどが社会保障制度に対する考え方ではないか。私はフランスの例を今言いましたけれども、そこあたりまで今度の灘尾大臣は言及をして、たとえば来年度の社会保障をどうするのだという決意がございましてはなからうか、ベテランとしての大臣はそういう私心があるがございましてはなからうかというところで聞いているわけですが、これは私は、社会保障でこちをふやせと、物とりの問題を議論しているんじゃない。ひいては日本の経済というものをどうして進めるか、国民生活をどう守っていくかという観点から、社会保障がいかに大切かという点について、もう一度一つ御意見を伺いたい。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 藤田さんかのお説の御趣意には私は同感する点が大いにあります。従来ややもするといふと、この社会保障とか、社会福祉とかいふようなことが、何かあまり経済とは関係のない、あるいは極端に言えば不生産的な仕事をやっているといふような考え方があった。しかし私

は、この社会福祉、社会保障というのは、やはり一国の経済に対して非常に大きな関係を持つておるという考え方におきましては、藤田さんと全く同感でございまして、そういう意味をやっていけるんじゃないんだ、むしろ経済の堅実な調和のある発展をやるためには、社会保障が大きな意義を持たなければならぬという考え方をいたしておる一人でございまして、その意味におきましては、根本的に藤田さんとそう考へ方が違つておるのではない、かような考へておる次第でございまして、どの程度のことを一定の状態のもとにおいてやってくるかというところになりますと、これは私もどうも専門家でございせんので、はつきりしたことを申し上げかねるわけではございますが、経済における社会保障の意義というところについては、私も実は認めておるつもりでございますので、その意味におきまして、各個人の人たちの幸福を増進するといふ以外に、別の大きな意義があるという考へ方でもって社会保障の推進に当たつて参りたいと、かように考へておる次第でございまして。

○藤田藤太郎君 だんだんと大臣のお考へもわかつて参りましたが、そこでもう一つ私はお聞きしておきたいんですが、私はやはり社会保障というものは、歴史的な説明等する必要はないと思ふんですが、どうして生まれてきたか、これはやっぱり慈善や恩恵じゃないかと思ふんです。そういう旧觀念が頭にあって社会保障を進めようとするならば、今のようないふことになつてしまふ。だから、旧觀念をのけて、今の日本の実態の中でどう社会保障を進める

かという私は踏み切りが、もう厚生行政に社会から要求されているのが今日の事態ではなからうかと、こう思ふんです。そういう意味で、日本の池田内閣の政治を進める中における社会保障とか、完全雇用という重要な問題に非常に関心を持っている重要な役割である。今までの日本の行政を見ていますと、通産であるとか、まあ農村の問題は置いてきぼりになつて参りましたけれども、そういう経済——工業経済優先という格好があらゆるものを踏みつぶしてきつた。しかし、今日行が詰まっているというところは、これはだれが見ても日本の経済について、新聞、ラジオその他を見ても、日本の経済が行き詰まっていることぐらいはだれでもうすうす感じている。しかしそれは、やっぱり今のやうな社会保障とか、労働問題というものが経済の発展に不可分のものであるという觀念がなかったからだと思ふ。たとえば、労働者は——働いている者は、機械が發展してくれば、機械や生産設備の付随物ぐらゐにしか考へない問題、ILOの考へ方もあるんですかというやうなもの、考へ方が通産行政、産業行政にあつたからこそ、こういう問題が私に出来たんだというぐらゐに、極論すれば、そういう感じすら私は持つておるわけでありまして。ですから、そういう意味で私は社会保障というものを大臣は一つこの際踏み切つて、新しい日本の現実に沿つた社会保障はどうあるべきかというところを、一つ腹をきめて出してもらいたい、私はそう思ふんです。たとえば、労働省の統計を見ても、たゞ、本年の五月の労働時間なんかを見ても、本年の五月の労働時間

間、土曜、日曜は休み、機械が人間にかわつて生産をしてくれる、そういう体制に入つてきている。統計上はオーパー・タイムの問題がありますから、四十三時間とか四時間のところもありまして、先進国でも。しかし、体制そのものは四十時間労働を要している。オーパー・タイムの実態の問題もあつて、こういう問題になつてきている。しかし、日本はたとえば今年の五月の労働時間を見ても、六十時間以上働いているものが八百五十万人いる。こういうことではないのかどうか。これは生産工場、その他生産業における労働者の需要供給の関係もあるでしょうけれども、しかし、そんなことではないのかどうか、これは労働問題ばかりでなく、社会保障に重要な関係があると思ふ。それで、もつてたぐさの失業者を出して失業補償の問題が議論されていゝ。購買力は低下して、生産過剰で宝の持ちぐさの経済がだんだん進んでいゝ。全体の経済に、国民生活に非常にマイナスが起きてきている。こういうことを私は何で規制するか、この問題の答えはすぐ出てくると思ふ。一つはやはり社会保障制度を拡大して、生産と消費のバランスをとるために最低の基準を引き上げること、二番目は、やはり完全雇用の体制の中で、生産と消費のバランスの生活体制ができる。この二つの問題が底になつて、経済が日々繁栄の道を開く、それ以外に、私は日本の経済が前向きになつていくといふ姿はあり得ないじゃないか、そういうことを考へている。だからそれはもう私の独断だ、私個人の主観だと言われれば、それまでかわかりません。

けれども、外国の例をとつてみてもそうだと思う。たとえばOECDの例をとつてみても、労働生産性と賃金上昇率は同じくする、物価は横ばいだといふ大原則をくずさないで今日の繁栄をもたらししているから、景気、不景気というものはない。今日では労働生産性と賃金上昇率はどの国もみな高い。それは何を物語っているかというところ、やむを得ず上げなければならぬ、物価の関係において私は出てきている問題だと思ふ。それくらい政治的のバランスをとつていゝのが、今日の先進国の政治の姿だと思ふ。だから、ゆりかごから墓場へという社会保障の底がどんどん引き上げられてきている。そこを政治の中心がおかれてきているといふことを、私は十分、大臣は御認識していただきたい。医療制度が、たとえば国民健康保険、国保の問題一つ取り上げて、今まで二割であつたのを、五分の調整金をふやしたから、政府は努力した。これはこれで努力の姿といふものは出ていゝと思ふ。今度三割にするといふなら五分ふやすのですから、政府は医療制度に努力したといふことは私は出ていゝと思ふ。しかし、その面だけで努力したといふことは言えても、国全体の経済や国民生活から見ても、それでいゝかという議論を先にしませんと、この結論は出てこない。今二割五分の国庫負担だから、五分上げたら努力したといふだけで、それで社会保障制度と日本の経済との関係としていゝか、そんなものでは私はないと思ふ。今、日本の経済はどういう位置にあるか、医療制度はどういう位置にあるか、所得保障の年金問題はどのような位置になければなら

いかという問題は、私はやはり日本の経済の現状と合わせて、ものさしを立て、社会保障の方針というものを立ててならないと、今のよう端々の議論をみなしているという格好では、私は日本の厚生行政、社会保障というものは進まないのではないかと、柱の問題だけを申し上げましたが、たとえば母子福祉、児童福祉、それからいろいろの福祉問題から、たくさん社会保障としてめんどろをみななければならぬ問題がございます。しかし何と云っても、その柱になる問題を一つ取り上げてみても、今のような現状なのです。だから二割五分のやつを五分上げるといふことだけでは、事足りないのではないかと云うことを私たちは考えておるわけでありまして。だから、そういう意味で、大原則として、生産と消費がバランスをとって日々日本の経済をどう繁榮させていくかというところに中心をおいて、大胆に来年年度の社会保障の予算をきめていただきたいということをお願いしたい。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 藤田さんのお考えの御趣旨はよくわかるのであります。お言葉の中に、日本の経済が行き詰まったというふうなお言葉がございましたが、私はその点は必ずしもそう考えておりません。これから大いに発展させようというところでございまして。そうは思っておりませんが、ただ、端的に申し上げれば、今の厚生省の社会保障についての一つの基本的な計画と申しますか、考え方と申しますか、そういうふうなものがはつきりしておらぬじゃないか、こういうあるいは御注意じゃないかというふうにも伺ったのであります。その点について

では、確かに述べになりましたような点は私は率直に認めざるを得ない。いろいろな制度がばらばらに発展して参りまして、その間、調整もとれていない。また、それぞれが充実しないというので、実は私はいつまで大臣をやらかかりませんけれども、このごろの例でございまして、そう長いことやることはできないかもしれせんが、私自分の在任中は、何とか今あるものをもっと充実したいということに実はひとつ主力を注いでいきたいと、こう思っておりますのでございまして。それと同時に、すでに厚生省のほうでも前大臣のころから厚生行政の長期計画というふうなものについて手をつけておるわけですね。これらの点につきまして、同時に検討を重ねまして、何とか固まった長期計画を持ちたい、こういうふうなつもりで検討いたしておる次第でございまして。この辺はだんだん固まって参りますれば、あるいはそれに対する御諒解があるだろうと思ひますが、せっかく勉強いたしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 だから、まあここであなたと経済論議をしようとは思ひませんが、また違った場所があると思ひますが、これはまあこれでいいと思ひます。しかし私は、厚生白書が二、三年前から、三十一年から初めて言ひ出したんだが、貧富の差が大きくなつてくる、所得の再配分をしなければならぬ、どうにもならぬじゃないかという厚生白書が結論を出した、これは私は非常に賛成です。その心がまえが厚生省にあるとするならば、旧制度を漸進という格好だけでは、日本の社会保障は、急速に日本の経済を發展

しなければならぬ現在において、それだけではどうにもならぬのであります。だから、本来の姿に立ち返つて、貧富の差が大きくなつてくる、この所得の再配分をどうするかという新しい観点に立つて、この問題を議論をしいたかないと、今の大臣の、個々のケースについて漸進をさすことに努力をするとおっしゃいましたけれども、それが総体の中から出てくるものとして、はけつこうでございまして。総体の格好、貧富の差を縮めなければならぬ、所得の再配分をしなければならぬという、この新しい観点に立つて、私は厚生省がせつかくお出しになつてきたこの大方針を、ぜひ新しい観点で社会保障を見てもらいたい、そういう格好の打ち出し方をぜひしていただきたい。きょうの大臣のごあいさつの中に三つの点があげられております。医療制度の問題、年金や社会保険の問題があげられておりますが、個々のケースについて漸進してもらふことはまことにけつこうでございましてけれども、社会保障というものがいかなる役割を今日の日本で持っているかという大原則について大いにひとつ——大臣はまあかつてないベテラン大臣でありますから、そういう点をうんちくを固めて、ひとつ大方針を出していただきたい。そして、まあ議論にならぬ程度に申し上げておきますが、日本の経済の日々繁榮の道を、藤尾厚生大臣が大きくひとつ社会に訴えてもらいたということをお願いをしたいと思います。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 御質問がなかつたようでございまして。私の心がまえについての御注意であると思ひます。私もこの経済の成長は、單なる経済成長政策に終わったのじゃないけな

い。また、所得の倍増が單なる總所得の倍増に終わったのじゃないけな。やはりそれを通じて所得の再配分ということを考えていき、国民全体のやはり生活が向上するように持つて参らなければならぬ。最低所得で生きてゐる人たちに對しましては、むしろ倍増どころじゃない、もっとも生活の底を上げていくというふうなことが、経済成長、所得の増加というところを通じて行なわれていかなくちゃならない。言いかえますれば、いろいろな格差というふうなものについては、なるべくこれを少なくしていく、縮めていくという方向で社会保障制度を進めて参らなければならぬという考え方につきましては全く同感でございまして。できるだけ努力はさしていただきたいと思つております。ただ、まあ、やり方については先ほど申し上げましたのは、大きな綱をかけるということよりも、あるいは新しい何か不完全なものをやるというよりも、まずもつて私の留意しなければならぬことは、今われわれが持っている制度をもつと充実することじゃないかというふうな気持ちを申し上げたわけでありまして。大前提として所得の再配分という場合に、社会保障の立場から大いに努力をし、また考慮しなければならぬことは、私としても考へておるということでございます。

○藤田藤太郎君 そこで、生活の保護、生活保護といふのは、人たるに値する生活を保障するといふ憲法の条項からきてゐる生活の保護の問題であるわけですね。だから、これを大臣はどういう工合に見ておられるかということをお聞きしたいと思つたわけです。たとえ

ば、先ほど各国の、世界の国がやつてゐるたとえば完全雇用の中における關係を申し上げました。けれども、私は生活保護という格好を今後進めるのには、私はこう思つてゐるということをお申し上げたい、人間というのは、私らも含めてそうでありましてけれども、遊んで生活していく、高い給料を受けて遊んで生活していくというところは一番不幸だと私は思ふ。自分の体力に合うように、自分の希望に合うように仕事をすると、これは社会に貢献をすることだと思ふのです。社会の進歩に對する。そういう形の中から人生を全うする。ですから、たとえば手工技術から生産を進めてきた時代から、今日では機械化、オートメーション化になつてきたというこの時代になつてくれば、おのずから、その中の国民全体が手に合う仕事をし、その労働力を通じて社会に貢献をしていく、それが完全雇用の道だと私は思ふのです。身体障害者の方にはそれに合う仕事を確保すること、また一ぱい働けない人においても、そういう仕事の確保をしていくということも、母子家庭その他の方もそうでありましよう。そういう格好でやっぱり人生を楽しむということとは、だんだんと人間にかつてくるのでありますから、労働時間を短かくしてみんなが働けるという態勢を持つていくことが、何といつても人生の喜びの一番最大なところに通じてくるのではないかと申す。どうしても労働能力のない、生活手段のない人に社会保障、要するに生活保護の問題をやつて、それを優位に、十分に、それでも労働能力

がないから、その方々の生活を高めていくという方法が私は必要ではないか。そういうことになってくるので、単に生活保護、所得保障の年金とかということでなしに、今の日本の経済の中で、産業経済拡大、完全雇用、それから適職を通じて社会に貢献して、そして、人生を喜びの中で全うしていく、そういう中で私はやっぱりやりがいが完成していく道ではなからうか、私はそう思っております。だから、あなたは生活保護について今まで厚生行政ではそういうところあまり手が延びていないような私は感じがするのです、大臣はどういうお感じを持っておられますか。

○国務大臣(藤尾弘吉君) ただいまお述べになりました藤田さんのお考え方については私は全く同感でございます。そういうふうな点について、まだ日本の国民生活の実情から申しまして、今後発展し、また改めていかなければならぬ余地はたくさん残っているように思っています。生活保護にいたしましても、単なる所得の保障ということではなくして、やはりその間に幾らかでも働ける人には働いていただくというふうな考え方ももちろん取り入れていかなければなりませんし、自立できればこれは一番いいことというところにもなるわけでございます。労働を通じて社会に貢献をし、また人生に生きがいを感じる、この考え方については私も全く同感でございます。

○藤田藤太郎君 だから、私はさっきの大原則の問題とあわせて、私は厚生行政をお進めになっていたのですから、そういう労働行政、経済とそれ

から生産と労働、それから完全雇用です、これは所得保障に通じますけれども、一定の年限以上の人はむろんこれは所得保障の年金で実行しなければなりません、そういう一連の問題については、労働省と厚生省ががっちり手を組んで、そして日本の生産、産業行政にあたっているところに、これがまず日本の行政の底なんだ、基本的なことなんです。たとえば私は労働大臣にもよく言うんです。労働行政というのは、失業者がばらばら落ちてくるやつを何かで受けておいて、落ちてきたものを受けて、これをどう保護する、というようなことでは労働行政ではないんだ、日本の産業経済の発展の基礎は、労働行政や社会保障の行政にあるのだ、これを経済の発展をさすための基礎として、なぜ基本方針としてそれをやらないかというのを私はよく言うわけですが、私はそうしなければ日本の経済はまたぬのじゃないかと思う。ただ日本の現状の中で私は議論をしておるのではない。世界各国がそういう格好で今政治経済を進めておるというところは、これはもうどうしてもそのつけない問題です。それがあって初めて進歩していく人類の幸福の道を私はつかめていくと思う。そういうことにぜひ大臣は力を入れていただきたいというのを重ねてお願いしておきます。個々の問題については、たくさんあるわけですから、ちょっとこの問題について相馬委員から意見がありますから、あとでまた……。

○相馬助治君 ただいま藤田委員から、社会保障のうちの一つの重要な柱である所得保障に関連して、きわめて適切な質問があったのであって、この問題については、ひとり厚生大臣のみをもって返答したり、確言を与えることは困難であろうと思うけれども、国民の所得の格差が池田内閣の所得倍増政策によって、残念なことながら、いよいよはなはだしくなる傾向にある今日、特に実力者内閣である現在の内閣、そしてまた、お世辞抜きに実力者である現厚生大臣が、この問題について強く閣議の中でも財政当局に対して発言をされて、初期の目的貫徹をわれわれは起死回生の期待をいたします。

私はこの際一点だけ伺っておきたいのは、もう一つの柱である医療保障の問題です。これは藤田委員が指摘した重要な問題なのであって、常に病氣と貧困は兄弟です。病氣のあるところに貧乏があり、貧乏のあるところに病氣があるというところは、これはもう御承知のとおりです。ところが日本の社会保険制度というものは、残念ながら、だんだん発展が止まってきたものから、設計図の悪い一軒の住宅みたいであって、まことに困った状態であろうと思ふのです。そこで、われわれが常に保険制度を一本にしろというのを言いますけれども、現在のままで保険制度一本というのを手がけるといって、おそろく現在の制度の中では、自民党と非常に深い関係のある経済団体関係も、それから逆に社会党と深い関係のある総評関係も、いわば両面から、にわかかな面一的な社会保険の統一には反対だという声が具体的に上がるといふような微妙な段階です。そこで、私は

藤尾大臣に期待したいことは、今日特

に弱い面を先に救っていただきたい。具体的にいうならば、国民健康保険は今日財政の面から非常に困難な立場に追い込まれております。それから日雇労働者の健康保険もまた同断です。したがって、これらを他の健康保険に引き上げた上でない、私は社会保険の統一、抜本的改正ということが、両面から突き上げを食って、与党から野党からも反対されて始末に負えない状態になると、こう思うのです。民社党はよい考えを持っておりませんが、残念ながら少数派で実力を持っていない。そこで、私は今言ったような意味で、ぜひ弱い面を引き上げてもらいたい、あなたの方で。それは今、藤田委員が指摘したことに合致すると思ふのです。

それからもう一つは、今度は制度上いろいろな問題で解決のつかない問題が出てきていると思うのです。たとえば弱いものを引き上げるというものの中では、今日肢体不自由者に対する措置というものは、御承知のとおりです。それからひどく人情のある措置が従前に行なわれていた、たとえば盲人の方の仕事なんかに対しては、あんまり試験なんかについて、戦前はそういう方に対して特別な考慮が払われていた。ところが今日に至りますと、憲法の条項が云々というふうなしつこくし定木の観点から、悪い意味の平等論に立って、そうしてそういう面の救済というふうなものも、今日はつきり申して不備だらけなんです。したがって、私は具体的に一口から、今日特に社会保険の面、医療制度の面から、弱い面を財政的にあるいは

は法制的に、両面から一つぜひ救済をあなたの力でやってほしいと思うので、その一点だけ希望を添えて大臣の見解を承っておきたいと思うのです。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 社会保障、特にまた医療保障というふうな面につきましては、いろいろな制度が並立しているというところは御指摘のとおりであります。しかも、その制度が内容的にもいろいろ違っている、財政的にも強弱の差がある、こういうようなのが現在の状態でありまして、で、きの悪い普請だと抑せられたような気持は私も持っております。これを何とかしていかねければならぬのが厚生省に課せられた大きな課題であらうと私は思っております。私どもの心持から申し上げますと、私の時代に解決できる問題か、できない問題か、これは別として、今の社会保険のことに医療保障あたりの統合というふうなことは、なかなかそう簡単にはいかない、これはもうお話しになりましたような事情も確かにあると思ひます。なかなか簡単に参りませんけれども、いつかの日にはやはりその辺のところは整理していかねければならぬのじゃないか、それまでの問題といたしまして、弱い面を引き上げるというところでございます。私もそのつもりで努力したいと考えております。

○佐藤芳男君 関連して。私は先刻、藤田委員の御質疑に対しまして、心から傾聴をいたしておったのでございますが、藤尾大臣の答弁を伺って、実は一応安心をいたしましたのであります。藤尾厚生大臣の答弁の中に、さしあたり厚生行政についてはもちろんこれを

何とか解決をいたしたい、それ以外に長期計画、それから総合調整というような問題もそれと同時に考えていきたい、実を結ぶように努力をしたいのだというようにお話を伺いました。こゝに敬意を表するものでございますが、私は社会保障制度審議会に關係をいたしておりますときに、大内兵衛博士ともいろいろと協議をいたしました。これはひとつ日本の社会保障の理想図とでも申しましょうか、青写真を作つて、そしてその理想図を掲げて、その時、その時代々々の国家財政、国民経済というものに即応するやうにだんだんと施策を考えていくというものである、従来の調整を必要とする面もおのずから解決をして参りますし、今後決してばらばらの社会保障にならぬで済むのではないかと、うような話もいたしたことがあるのでございますが、そういうような格好に理想を持って、それに近づけるやうに努力をするという事は、きわめて日本の社会保障としては絶対必要のことであり、藤田委員のお説を拝聴いたしております。私も、私はそこにはやはりねらいがあるのじゃないかと、かように拝聴をいたしたのでございますが、ただ単に総合調整、長期計画という問題だけでなしに、ひとつ青写真の作成も、厚生省は非常にお忙しい役所でございますから、社会保障制度審議会等にそうした御諮問もいずれば機会を見ておやり下さることを私は切望いたしますのでございます。

なお、私も研究をいたしたいのでございますが、ささやかな知識を傾けたいのでございますが、先刻、藤田委員のお話の中にも、フランスの例を

お引きに相なりましたが、私は急でなくともけっこうでございますが、これはひとつ委員長から要求をしていただきたいのでございますが、資料であります。すなわち各国の社会保障がその国民所得の何パーセントになつておるか、また、予算の何十何パーセントを占めておるか、しかし日本はそれはどうかという、その表をぜひひとつ御提示にあずかりたいと思つたのであります。ただ、こゝではつきりと申し上げておきたいことは、よく私もは政府のお役人や、あるいは国会議員各位の方から御講演などを承るときに、そのパーセンテージを拝聴する機会に接するのではございまして、私どもの調査によりまして、と、各国のおのその基礎が違つておる。はなはだしきに至りましては、軍人恩給なんぞを社会保障の予算策の中に数えておるところもございまして、また、日本のごとく環境衛生と公衆衛生、ああいふものを省いた計算で計算をされておられるという、こういう基礎が違つておる。これは国際連合の統計年鑑をお調べ下さればわかることではございまして、から、どうかひとつ、そういうところを抜き差しして、そしてひとつ日本と各国との比較の表をお作り下さつて、これを委員会に配付していただくことが、私も研究いたしますに非常に裨益するところが多いと思ひますので、この資料だけは委員長から御要求に相なつていただきたい、かように関連して申し上げた次第でございます。

○藤田藤太郎君 私も実は資料をお願いしようと思つたのですが、ちょうど佐藤さんがおっしゃつていただいたので、私は後進国というのはまだ経済が向上期でありますから、それはものさしになかなか入りにくいと思ひますが、今、佐藤さんがいわれたやうに、各国の国民所得と、それから一人当たりの社会保障費、今言われたやうに内訳の問題もある。それから税金の問題も出してもらわなければ、やはり対比できないので、税金が国民所得の幾らであるか、それからどの程度までの税金が、所得に対する税制の問題が行なわれているか、こういう問題も合わせて、ぜひ至急に出してほしい、これはお願いしておきます。

それからもう一つ、個々の問題に相馬委員からお話があつた。まあ社会党は医療制度の統一に反対して、いとおっしゃつたのですが、私はそれは思つておらぬのです。そういうことでは社会党はないのです。いかにして医療制度、年金制度、国民生活に關係したものを統一しておのおの職業がどの職業であらうと、社会に貢献しているという事は、私は同じに見なければならぬ。だから当然社会保障というものはどの国でも努力しているやうに、統一のレベルに、おれは官庁に勤めていたからいいのだ、おれは百姓していたから悪いのだ、というやうなことから、所得補償や医療制度はいいのだというやうな考えには私たちの党は少なくとも立つておりません。そういうことは明らかにしておきたいと思ふ。しかし、その目的に到達するにはどういう方法がいいのかということ、われわれはたとえ日雇者と一般というやうな段階を経てそこへ到達するにはどうしたらいいか、今財政経済がみんな違つたのに、一ぺんに一緒にしてしま

うというやうなことは可能かどうかというところを研究しておるのであつて、決してああいふことではないということをお大臣に認識しておいてもらふねと困るので、それはこゝではつきりしておきたいと思ふ。それで、個々の問題が出ましたから、個々の問題にこれから入つていきたい。医療制度の問題です。これは国民健康保険、日雇保険からいろいろの保険があるわけですから、これをどういう工合にして高めていくかということ、しかし一番お困りになつてゐるのは、医療扶助を底にしまして、国民健康保険の方々が、農村の国民の三分の一を含めて、今一番お困りになつてゐるのではないかと、だから、これは市町村長、市町村議会、府県知事、議会というやうなものも一致して、少なくとも世帯主、または家族、初歩の、一番最初の段階でも、七割給付という問題を実現してもらわなければならぬといふことが言われて参りました。私たちもほんとうさうだと思ふ。私たちの期待はもっと大きゅうございまして、百パーセント外国がやつてゐるやうにしたいので、すけれども、少なくとも段階的にそれをやるという事で、第一年度はそれをやつて、二、三年たつて八割、九割上げていくという方針をとりたいわけでございます。昨年の予算編成のときに、国民健康保険を一割国家負担をふやして五分の一ずつ上げていくという方針を厚生省から第一段階で出されたという事は、私は五年間にやるなんていうことはなまच्चよろいと思つていますけれども、しかし、そういうかまが厚生省にできたことは、私は敬意を表しているわけです。しかしそれ

は要求だけで全部消えてなくなつた。私はこれでいいのかということ、今非常に痛切に感じてゐるわけです。今日衆議院の中で、国民健康保険の給付、それから国の負担との關係でいろいろ今議論があるのも、私はこの問題ではなからうか。だから、この問題については厚生大臣は確固たる信念で、私は全国の市町村の一致した願ひで持つてきてゐるこの問題を、それはやはり実現の方向に、あなたは個々の問題で努力すると言われたから、この問題はやはり約束されなければならぬと私は思う。どうです。

○国務大臣(尾崎弘吉君) 国民保険のことが実は私は医療保障の中でも当面一番心配になる点だと考えております。その財政基盤が弱い、被保険者の負担が重い。そういうふうな実情が確かにあるやうに考える。これをどういうふうな処置していくかといふところが最も頭を悩まされなければならぬ問題ではないかと思つておる次第であります。なかなか一挙に解決するといふことも困難だと存じますけれども、私は国民保険の療養給付費に対する国の負担率をある程度引き上げた。あるいはまた五割給付を、本年度一部七割給付になったところもございまして、これも漸次引き上げて参りたい。そういう考えのもとに鋭意努力してゐるところで、せつかくやつておるところでございます。

○藤田藤太郎君 だから私は約束であつたとか、なかつたとかいふ議論はいたしません。うちの委員でやつた問題でないからいたしませんけれども、しかし、今日国民の要望がそこまできてゐるというだけでは肝に銘じて、

全般的な問題もそうだが、個々の問題で前進したいというのだから、私は大臣は肝に銘じておる問題は国会中に私は結論を出していただければならぬ。たくさん問題はございます。

健康保険の問題にしても、たとえば組合管掌、政府管掌をどう統合していくか、ここに国の負担の問題、政府管掌の問題に入るとなると、いろいろわれわれは議論しなければならぬことがある。年々三十億を政府管掌の健康保険に出しますと政府は約束してあれしから、ちょっとバランスがとれぬからオミットしてしまうということを平気でやりやうとするわけですか。こういうことで議論しなければならぬことがたくさんあるのだが、これは今後具体論に入っていく議論することにしたいと思う。したがって、今さしあたって衆議院で非常な議論のある問題だけは私は特に要望しておきたい、この問題解決のために。

もう一つ、きょうは大きいところだけ申し上げても、年金の問題です。国民年金の問題はさっきの私の議論の中にも出て参りました。実際、所得保障というものは一つの大きな労働行政の關係にも入って参りますけれども、今の例から見ても、これでいいとは大臣思っておられないと思うのです。四十五年後から三千五百円年金を差し上げますという格好で年金制度が出發したということは大いに議論したところでもありませんから、くどくどは申し上げませんが、一応、国会を通じて出発していったわけでありまして、これも、これを抜本的に厚生省は考えてもらわないと、さっきの遠大な理想を大臣はお持ちなので、片りんを承ったので

ありますけれども、この年金の問題についても大きなメスを私は入れていたかなければならぬのじゃないかというところを、これをお願いしておきます。

それからもう一つの問題は、医療協の問題なんです。医療協の問題は、昨年から国会、今年の国会でああいう状態になりました。しかし、もうこの段階になって参りますれば、社会保障制度審議会が答申して三者構成という格好になって、そこまで厚生省は踏み切られたのでありますけれども、もつとどつくばらんに言えば、売り手と買い手といひましようか、手術を行なう者と手術を受ける者の立場に立つて、おのおの自分の能力、技術を提供する、その提供を受けるという格好の中において、おのおのの側が赤裸裸に自分の意思を発表できるという格好の協議会でなければいかぬと思う。だから、その点について医療協の改正については、単に今までの情性の延長ということではなしに、抜本的な改革というものをやっばりお考えいただかなければならぬのじゃないか、こういう工合に考えておりますから、この二つの問題についてひとつ所感を承っていただきたいと思ひます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 国民年金の問題については、実施早々のことでございまして、私もこれからよくひとつ勉強させていただきたいと思つておるような次第であります。いろいろな問題点はたくさんあるように伺つておるわけですが、政府といたしましては逐次改善に努めて参りたいと思ひます。根本的なメスを入れろというお話につきましては、今後十分勉強させていただきたいと思ひます。

それから医療協の改組の問題でございしますが、これもなるべく早い機会に御審議をわすらわすようにいろいろ検討をいたしておるところでございします。その際また御意見を十分伺ひたいと思ひますが、さしあたって私どもの考えております点は、前回お流れになつてしまつた法案でもございしますので、これを一応踏襲して国会に出したかどうかという考えをいたしておりましたが、まだ結論的に到達いたして御承願したいと思ひます。

○藤田藤太郎君 もう二、三點具体的な問題点を伺ひしておきたいのです。その一つはポリオの問題です。これは今年度は千三百万人の生ワクチンの輸入によつて大きな成果を上げたと思つております。そういう意味において非常に敬意を表しておるわけですが、単にあのポリオというものは小児だけを対象にする病気ではなしに、最近、小児麻痺と言ふぬように厚生省でも行なわれておるようですが、私はやっばり人間麻痺だと思ふのです。だから、その生ワクチンが非常に効果を上げておるという形のものから、この生ワクチンの国内製造に踏み切るという問題、それからその間に合わない状態の中で、全国民を対象に生ワクチンを行つて、あの急性灰白髄炎——ポリオが起らないように、日本の国民の中にあの患者は出ないような措置というものを大臣もお考えをいただいておると思ひますが、その点についておの所見をひとつ承つておきたいと思つております。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 生ワクチン問題につきましては、本年、急速これ

を投与することによりまして、かなり著しい成績を上げたと思つております。これは學術上のことでございしますもので、これはよくわかりませんけれども、もう一回投与する方が適當である、こういうような御結論になつておるようございします。先般、予備費におきまして、本年度内にさらに一回——

詳細は局長からお答えしたいと思ひますが、生ワクチンを投与するための買上げの予備費だけは実はいたしたいのであります。時期に時期を失せず投与できる態勢をかまえていきたいと思つております。なお、これをどの範囲まで行なうかということにつきましては、この次の生ワクチンの投与につきましては、今年よりも範囲を若干広げておるわけにございします。全国民にやるというふうな必要があるのかないのか、これはやはり學者の考え方というものでございまして、今年たしこのじやないかと思ひます。今年たしか——明年は義務教育の学生児童には全部及ぶようにしたいと思ひますが、詳細のことは主管局長から申し上げます。

○藤田藤太郎君 この件に關してもう一言二言伺ひしておきますが、今ソーク・ワクチンの製造をやつておるわけですが、六つの事業所で、これをどうするかということですが、

でも、私は生ワクチンに——あの方々の新聞の発表を通じてお聞きしているのですけれども、もう生ワクチンに踏み切らなければならぬ状態にきているのじやないか。そのためには輸入ということだけで事済むのではなしに、国内の生産という格好に私は踏み切らなければならぬのじやないか。そういう意味では私は全国民対象と言つたのであつて、これは必要なことですから、どうしても行政上そこまで高めなければならぬから、その点の問題は、今結論が出ていなければいけないと思つておるけれども、その心がまえだけは十分に持つていてもらつて、次の委員会一つ何らかの形の御答弁、御所見を私は承りたいと思ふわけですが、この総合的な問題です。

それからその次の問題は、私はこれは災害特別委員会が開かれますれば、そこでやりたいと思ひますけれども、災害に關する問題なんです。この災害に關する問題は、私は厚生省と各府県との間にパイプがつまつておる、こういう感じがいたします。だから、いろいろ具体的な問題をあげればたくさんありますけれども、パイプがつまつておるような感じをしております。たとえば国会で議論をしますと、その通り、こうやりやうと厚生省の諸君はみな言つてくれるのです。やつておるといつてくれるのだけれども、具体的に現地に行つたらどういふものかという、何かがじやましているかという、厚生省の行政指導が機械的なんだと、私はそう言いたいと思ふ。たとえば、一々厚生省に各府県の知事がお伺いを立てて、厚生省の主観によつて一々事ごとに、個々のケースごとに判断をし

て指導しているという格好が今日ようやく生まれ参りました。これならこれで私はいいいです。しかし、たとえば堆積土砂の排除は三〇％なんだというような政令を出して。そうすると熱意のない府県はそのままのみにして、もう三〇％しかもらないんだというところで終わってしまう。仮設住宅は、たとえば、十万円五坪なんだ、それは三〇％なんだといったらそのままで、どんな被害が甚大であつても、そのまま終わってしまう。よその府県が、個々の討議によつて少し上へ上へあつて出てくる時分にはもう処理は済んでしまつて。だから私は、パイプのつまつてゐるその欠陥というのは、厚生省がいたずらと言ひませんけれども、政令なんかで過去の実績において基準をばつとお出しになる、それがじゃまをしてゐるのであつて、具体的な施策ができてゐないのではないか。たとえば家がこわれ修理というのは、ちゃんと災害救助法で二万円以下の修理代を出費するということがあつながら、具体的に、どこもやられてゐないという問題もある。これもパイプがつかつてゐる。私はそう思う。だから、その問題はどうかせ参議院で災害特別委員会が開かれますから、そういう過去の問題を振り返つていただいて、そしてパイプのつまつたところはどうか、そこにあるのだ、災害救助は基本法ができて対策本部ができて、今後処理されていくようにと思ひますけれども、それにこたえるように、単に激甚地とか、激甚地でないとかいうものさして、個人の個人にすれば非常に被害を受けながら、ほつてきばりにされるといふよ

うな不公平なことがないように、私は厚生省は災害対策についても検討しておいてもらつて、そして災害対策委員会に出でいただきたいということを、きょうは大臣おいでですから、冒頭にお願ひをしておきたい。これは私は三つほどあげましたけれども、まだたくさんあります。たくさんありますから、パイプのつまつてゐるところはどこに原因があるとかいうこと、つまりとを明らかにして、災害対策委員会に出でいただくこと。それからまた、この国会でこの問題の処理をりっぱにしておきたい。ということをお願いをしておきたい。

それからもう一つの問題は、たとえば厚生行政、環境衛生の關係になるのですけれども、たとえば人間生活には水が一番大事だと私は思ふのです。水の問題、上水ですね、下水も関連して出てくるわけですが、しかし、もうほんとに山間村にいきますと、水もきれいだし、いいけれども、そういうところで財政力がなくて、たとえば上水道はできない、簡易水道もできないというところが非常に多いのです。多いですから、今の四分の一くらいの補助では簡易水道なんてなかなかできないのじゃないか、あとの運営費がたかさんかかって。だから、こういう問題も鋭意踏み切つてもらわなければならぬのじゃないか。

それからもう一つ私は申し上げたいのですが、災害救助の問題ですが、たとえば電気とか、電話とか、災害が起きたときに、災害救助法は府県が中心になりますけれども、まず民生を安定するといふことが一番先なんです。

だから民生安定には知事、市町村というものが権限を持つて、たとえば水道の復旧を先にすると、それから電話、通信の方を、その復興のために先に備えをするとかいうことが私は大事ではないか。しかしそれが十分にできていない。みんな営業ですからね。だから、そのために対策上の支障をきたしてゐるところもあるわけですから、そこらの問題も一つ考へていただきたい。まだ座談やその終末処理からたくさん問題があるので、すけれども、しかし二、三の点だけを私は申し上げてお願ひをしておきますが、そういう点は今後順次、具体的に一つ一つのケースで行政を高めてもらうために私は議論したいと思ひますが、そういういろいろの問題について、ただ今日までこのうであつたからこうだという情性で行政をやるのではなしに、これだけ日本の経済も発展して、これだけ文化生活を追求しようという国民の意欲にこたへるやうに、厚生行政をずつと見ていただけたら、たくさんあると思ひますから、これはぜひ踏み切つて取り組んでやろうといふかまゝを大臣は持つていただきたいといふことをお願いしておきます。

○国務大臣(灘尾弘吉君) きわめて適切な御注意をいただきましたので、十分一つ検討させていただきます。

○委員長(谷口弥三郎君) 速記をやって。(速記中止)

○委員長(谷口弥三郎君) 速記を始めて。それでは一般質疑に対する質疑はこの辺で本日は終ります。

○委員長(谷口弥三郎君) これからあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○国務大臣(灘尾弘吉君) ただいま議題となりましたあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

現在、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為につきましては、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法により、何人もこれを業として行ふことはならないこととなつておりましたが、昭和二十二年十二月二十日の同法公布の際、引き続き三カ月以上あん摩、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為を業としていた者で同法施行の日から三カ月以内に一定の事項を届け出たもの等については、なお昭和三十六年十二月三十一日までこれを業とすることができるとなつております。

今回の改正は、これらの業者に対する経過措置が本年末をもって終了することになりますので、これら業者がその業務を行なうことができる期間及びこれらの者が特例のあん摩師試験を受ける期限を三年間延長して昭和三十一年十二月三十一日までとすることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(谷口弥三郎君) 次に、政府委員から細部についての説明を聴取いたします。説明をお願いします。

○政府委員(川上六馬君) 現在、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法におきまして、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復につきましては、免許制のもとにこれを業とすることが認められておりますが、これら以外の医業類似行為につきましては、何人もこれを業として行ふことはならないこととなつております。

ただ、これにつきましては、多少の経過的な例外措置があり、今回の改正も、この経過措置に関するものであります。すなわち、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法施行前におきましては、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為も、都道府県の取締規則の規制等のもとに、一部これを業とすることが認められていたこと等の関係もあり、同法立法当初におきまして、昭和二十二年十二月二十日の同法公布の際、引き続き三カ月以上これら業務を営んでいた者で同法施行の日である昭和二十三年一月一日から三カ月以内に一定の事項を都道府県知事に届出たものに対してのみ、昭和三十一年十二月三十一日まで当該医業類似行為を業とすることが認められたわけでありまして、その後、この措置の終了する昭和三十年に至り、法律の一部改正が行なわれ、従来、あん摩、はり、きゅう、柔道整復以外の医業類似行為の一種であつた指圧があん摩の中に取り入れられるとともに、届出医業類似行為業者の業務期限が三年延長されて昭和三十三年十二月三十一日までとされ、これとの均衡上、従来指圧を業とした者は、あん摩師免許がなくとも昭和三十三年十二月三十一日まで指圧を業とすることができるよう

とされ、また、この期間におきましては、指圧業者を含むこれら届出医業類似行為業者は、通常要求される養成施設における二年の修業を要することなく、また、通常より簡易な試験をもってあん摩師となることができることとされたのであります。

さらにその後、この措置の終了する昭和三十三年に至り、これら業者の業務期限と特例あん摩師試験は三年延長されて昭和三十六年十二月三十一日までとされて現在に及んでおりますが、この間、昭和二十三年当初、一万四千七百三十五人いた届出医業類似行為業者は昭和三十五年十二月末現在において、あん摩師への転業者二千四百七十人を含めて六千二百二十三人ほど減り、八千六百十二人となっております。

今回の改正は、届出医業類似行為業者がなお八千六百余人もいる実情もあり、今直ちにこれら業者に対する経過措置を打ち切ることもいがかと考えられますので、その業務期限と、あん摩師への転業の特例措置の期限をなお三年延長し、その間にさらに検討を加え、問題の解決をはかろうとするものであります。

以上が今回の法律改正案に対する経緯と趣旨であります。

○委員長(谷口弥三郎君) 以上もって説明を終わりましたが、御質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 ちよっと一言。この前の資料によると、晴眼者の学校卒業予定者、それから盲人の学校卒業予定者の数字がちよっと違っておりますね。この前は、たしか晴眼者の方は三千幾らだったと記憶しているのです

が、この一番最後のページで間違いないのですか。

○政府委員(川上六馬君) きょうの最後のページについておりますのが一番新しい数字でございまして、これが間違いないと思っております。

○藤田藤太郎君 これは医務局長、少し前の数字と違っているようなんだが……。それなら全部でどれだけの晴眼者の学校があつて、収容人員がどれだけあつて、それで盲人の学校と、就学している人が何人あつてということを出してくれませんか。どうも私の感じが間違つておれば別ですけども、少し違つていような感じがしますものから、ぜひその学校と収容人員、卒業予定者全部のやつを出していただませんか、お願いをしておきます。

○政府委員(川上六馬君) きょうの資料の一番最後に、養成施設の数とかございまして、二十二ページですが。

○藤田藤太郎君 いや、これは何でしょう。盲学校の数が六十二校、それからあん摩師及びはり師三十八校、それから書いておられます。書いておられますけれども、実際は学校の収容人員が幾ら、卒業者が幾らというふうなことは書いておりませんね。その最後のページに、こう書いてあるわけですから、今までの厚生省の出された資料から見ると、少し数字が違つていやせぬかという私の感じが、ぜひ学校ごとのやつを出してほしいと思ひます。お願いいたします。

○政府委員(川上六馬君) 承知いたしました。

○藤田藤太郎君 それからその二十二ページに就業者の数があります。晴眼者、盲人とあつて、ずつとはり師、

きゅう師、柔道整復師と、こうあるわけですけども、これは実際の数字だと、私はまあ、あなた方出されたのだから信用しますけれども、問題はこれ以外の問題がありますね。免許なしでやっているとこの方がありますね。それはやっぱりつかめませんか、つかめたら一つ出して下さい。

○政府委員(川上六馬君) この前もお話ございましたのですが、そういう問題を取り締まりの状況などの報告をするように地方から取つてみたわけでありまして、やはりお話の無免許のあんまをする者はなかなか把握できない。一部の府県でやっていると程度でありまして、ちよっとどのくらい無免許がおるかということ把握しておらないものでありますから。

○藤田藤太郎君 需要供給でおやりになつていふのだから、なかなかつかみにくいと思ひますけれども、しかし、まあ何と云つたつて盲人の優先職業として、やっぱりあんま、マッサージ、指圧ぐらいの三つの点は最低限盲人の方々でやるべきであるので、それからね。それはやっぱり行政の面からは職業を確保するという方針が筋でなければならぬと思ふのです。この法律の。だから、そういう意味で私はそういう資料をお願いしているわけですから、できるだけ努力をして下さい。

それで、いづれその処置は私は何らかの方法で、単に清眼者もよからう、盲人もよからうということでは盲人の職場が狭められていくというやうなことができない。そういう意味で厚生省も努力してもらふというところが一つ、それに対する現状把握はもっと的確に

してもらいたいということなんです。きょうはこの辺でやめておきます。ぜひお願いしたいと思ひます。

○委員長(谷口弥三郎君) 速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(谷口弥三郎君) それでは速記を始め。

先刻、佐藤、藤田両委員から社会保険制度に関する各国における国民所得、予算、税収入などの項目を分けてこれを比較対照として資料の要求がございましたが、これはぜひひとつ至急提出をお願いしたいと思います。

○国務大臣(藤尾弘吉君) できるだけやってみます。なかなかむずかしい調査だと思ひますが。

○委員長(谷口弥三郎君) それでは以上をもつて本日の質疑を終わることにします。

次回の委員会は十月十七日火曜日午前十時から開会いたします。

ではこれをもつて委員会を散会いたします。

午後零時四十三分散会

十月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、無拠出制老齢年金の支給制限撤廃等に関する請願(第七号)

一、尿処理施設に関する請願(第八号)

一、国民年金事務費増額に関する請願(第九号)

一、職業補導中の生活保護法による被保護者の収入算定の取扱ひに関する請願(第一〇号)

一、生活保護法及び健康保険法適用入院患者の給付に関する請願(第一二二号)

一、国民健康保険事業一部負担金引下げ等に関する請願(第一三三号)

一、はり、きゅう師等を社会保険の療養担当者に加ふるの請願(第一四四号)

一、福岡県中間市における大正鉾業直営病院の新築、開設並びに委託経営反対に関する請願(第二五五号)

一、日本住血吸虫予防事業等の経費国庫負担増額に関する請願(第二六六号)(第一九四号)(第一九五号)

一、じん肺法の一部改正に関する請願(第二七号)(第四九号)

一、引揚医師に関する特例法の期限延長に関する請願(第三三三号)(第四三三号)(第四八八号)

一、未婚遺者留守家族援護に関する請願(第二一五号)

一、人命尊重に関する請願(第一九九号)

第七号 昭和三十六年九月二十五日受理
無拠出制老齢福祉年金の支給制限撤廃等に関する請願
請願者 滋賀県近江八幡市武佐町六六四武佐老人友の会内 峰谷良祐

紹介議員 村上 義一君
無拠出制老齢福祉年金の支給に關しては、厚生年金、恩給等公的年金の受給者及び前年十三万円をこえる所得者、受給権者の扶養義務者につき前年度分二万三千六百円以上の所得税額がある

場合等に対して受給権者として認められた。また、老齢年金受給権者に対し国鉄運賃の五割引を認められるとともに、該当者であることの見分けをめぐりようにするため老人記章を制定する等の措置をすみやかに講じ、もつて全国老人のすべてに平等に恩恵をほどこすよう善処せられたいとの請願。

第八号 昭和三十六年九月二十五日受理

日受理

請願者 三重県津市議会議長

岡村末次郎

紹介議員 井野 碩哉君

現今各都市において、し尿処理の問題は共通の悩みの一つとなっている。これが処理施設については、消化方式と化学処理方式との方法があるが、現在国庫補助の対象となるのは消化方式だけに限定されているので、化学処理方式によるものについても補助の対象とするよう配慮せられたいとの請願。

第九号 昭和三十六年九月二十五日受理

請願者 三重県津市議会議長

岡村末次郎

紹介議員 井野 碩哉君

国民年金事務費の交付実績は、福祉年金事務費については一人の職員がさえまかなうことができる交付額で、物件費に充当できる額は皆無の状態であり、拠出制の事務費については、今後ますます事務費が増加するものと予想され、厚生省の算定職員費ではとうてい事務を遂行するにたりる職員の配置は望まれない。また、物件費について

も機動力の増強、広報の徹底、各種備品の整備を必要とするのに、現在の事務費のわく内では、これまたとうてい望み得ない。従つて現状のままでは、国民年金の健全な育成を図ることは至難であると思われるから、すみやかにその算定方法を再検討するとともに地方自治体は一切負担をかけないよう交付額を大幅に増額せられたいとの請願。

第一〇号 昭和三十六年九月二十五日受理

請願者 三重県津市議会議長

岡村末次郎

紹介議員 井野 碩哉君

職業補導中の生活保護法による被保護者の収入算定の取扱ひに関する請願

生活保護法による扶助は、被保護者のその月の収入により算定し、支給されているため、たとえば職業補導中の収入までも収入として算定され、扶助金を支給されるが、少なくともこれらの期間中の収入は、このような取扱ひをしないよう善処せられたいとの請願。

第一一号 昭和三十六年九月二十五日受理

請願者 三重県津市議会議長

岡村末次郎

紹介議員 井野 碩哉君

保育単価は年々厚生省次官通達に基づき、A B C D の四階層に分け決定されるのであるが、全額負担となるD階層については所得税納税者となつており、年額の多少にかかわらず一律全額負担とされるため、低所得者層にとつてはきわめて加重的負担となり、保育制度設置本来の主旨にも反するものと

思われるから、この際D階層を数階層に分けて負担能力に応じた保育負担ができるよう改正せられたい。またA B C D各層の認定については二年前の所得決定額によるため、これらの現状も勘案し現実に即した負担ができるよう改正せられたいと、児童福祉法による保育所への入所措置基準を緩和せられたいとの請願。

第一二号 昭和三十六年九月二十五日受理

請願者 三重県津市議会議長

岡村末次郎

紹介議員 井野 碩哉君

生活保護法及び健康保険法の適用をうけ医療施設に入院する患者には厚生省の示す基準によつてその医療費を療養担当者に支払われているが、認定外施設では相当の自己負担をせねばならぬのが実情であるから、その負担の軽減を計るよう全地域に対し厚生省認可の給食看護等完全給付のある病院と同等金額を給付せられるよう措置せられたいとの請願。

第一三三号 昭和三十六年九月二十五日受理

請願者 三重県津市議会議長

岡村末次郎

紹介議員 井野 碩哉君

国民健康保険事業一部負担金引下げ等に関する請願

く要望されている給付内容の充実整備、一部負担金の引下げを行なうことはきわめて至難なことであるから、国民健康、保険事業の健全な運営と発展を図るため、少なくとも世帯主の一部負担金は一般の健康保険に無料とされ、これに対し積極的に財政措置を講ぜられたい。また、政府は医師会との交渉において、昭和三十六年七月一日から医療費単価の引上げを認めたが、これによる負担を被保険者及び被保険者にしよせすることは保険財政及び国民生活に重大な影響を与えるものであるから、これを全額国庫負担において措置せられたいとの請願。

第一四号 昭和三十六年九月二十五日受理

請願者 三重県津市議会議長

岡村末次郎

紹介議員 井野 碩哉君

現行社会保険における、きゆうはり、マツサージ師、柔道整復師等の施術は、療養担当医師が同意した被保険者に対して療養費の支給を行ない療養の給付に代わる取扱ひをなされているのであるが、これは実情に則さない面が多いから、療養担当医師の診断を受けずに直接はり、きゆう師等の施術を受けた場合であつても療養の給付の取扱ひが得られるよう、社会保険関係法の改正を実現せられたいとの請願。

第二五号 昭和三十六年九月二十五日受理

請願者 三重県津市議会議長

岡村末次郎

紹介議員 井野 碩哉君

福岡県中間市における大正鋳業直営病院の新築、開設並びに委託経営反対に関する請願

請願者 福岡県中間市大字中間 遠賀医師会会長 青柳 成利

紹介議員 谷口弥三郎君

昭和三十四年五月福岡県中間市が厚生年金還元融資金の借り受け名義人となつて、大正鋳業直営病院を移築する立案計画の当初において、中間市長から医師会に相談があつた。それによると建設予定地は宮林地区であり、また、大正鋳業従業員の診療を本旨とする点が強調されていたので、医師会は位置的にも了解していた。しかるに今日に至つて、突然、右建設は中間市字蓮花寺用地に変更され、しかも増床を企て、大正鋳業直営病院としての開院、管理、経営をやめて、一医療法人北九州病院として運営する諸般の努力が遂行されているとのことであり、これが実現のあかつきには、中間市における医療内容の低下と混乱は必至であるばかりか、医師会員に対する生活権の侵害であるから、断固これに反対するとともに、万全の対策と善処を講ぜられたいとの請願。

第二六号 昭和三十六年九月二十五日受理

請願者 岡山県井原市長大山文雄

紹介議員 加藤 武徳君

日本住血吸虫病のいん侵地区は、全国でも山梨、岡山、広島、佐賀等の五県のうち、岡山県井原市をはじめとする三十六市町村に限定され、これらの地

区の各種予防措置は、寄生虫病予防法中の関係事項に基づき各種の対策が実施されているが、この病気の撲滅が困難である原因は、中間主である宮入員が有病地内の水田、溝、けい畔、小河川等の湿地帯のあらゆる自然環境を利用し、その繁殖をほしきままにしていく下等動物であり、徹底的な殺虫の困難性にある。そのためこの予防事業に支出する市町村の経費は莫大はもので、当該市町村の財政は既に極限に達しているから、日本住血吸虫病予防事業等に要する経費の国庫負担率を三分の一から二分の一に引き上げられたいとの請願。

第一九四号 昭和三十六年九月二十八日受理

日本住血吸虫病予防事業等の経費国庫負担金増額に関する請願

請願者 山梨県東八代郡石和町長内藤猪作外四名

紹介議員 安田 敏雄君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一九五号 昭和三十六年九月二十八日受理

日本住血吸虫病予防事業等の経費国庫負担金増額に関する請願

請願者 山梨県甲府市長鷹野啓次郎外三名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二七号 昭和三十六年九月二十

五日受理

じん肺法の一部改正に関する請願

請願者 北海道岩見沢市東乙一、七五二労災病院内 碓谷信一

紹介議員 加藤 武徳君

じん肺が制定実施せられてから一箇年を経過したが、同法の具体的内容は患者に対する補償面については、むしろ改悪といわざるを得ない実情であるから、(一)生活補償費は実生活を基礎として算定された家族とともに生活のでき得る最低一万五千円以上とする。この(二)療養三年経過後、長期傷病給付額の最低賃金を全国産業(六百元以下者)平均賃金を支給すること、(三)長期給付金と障害年金の完全併給を行なうこと、(四)長期傷病者の医療費を全面的に国庫負担すること、(五)全産業スライドは現行法二十パーセントを十パーセントとし三年打切りと同時に適用されるようにすること、(六)雇よう関係は少なくとも十年以上とする。こと、(七)旧けい肺患者で現行法を適用されていない傷病者を救う法を制定すること等についてじん肺法の一部改正をせられたいとの請願。

第四九号 昭和三十六年九月二十六日受理

じん肺法の一部改正に関する請願(二通)

請願者 北海道岩見沢市東乙一、七五二労災病院内 柏原次雄外一名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三三三号 昭和三十六年九月二十

五日受理

引揚医師に関する特例法の期限延長に関する請願

引揚医師に関する特例法の期限延長に関する請願

請願者 大阪市東淀川区塚本町五ノ一三日本引揚医師会内 齋藤元一外五十五名

紹介議員 山本 利壽君

引揚医師に関する特例法は昭和三十三年十二月三十一日限りで失効となつたが、ここに残念なことは五十有余名の資格未獲得者が残つた事実であり、平均年齢六十歳にして今さら他に職を求め、又、つかんとすることも不可能である上、無医村、へき地、離島又は沖繩等医療に恵まれない所に、当局の指示に従ひ医療奉仕に協力を誓つてゐる点も考慮せられ、自今二箇年を限度としてこの法令を延長せられたいとの請願。

第四三三号 昭和三十六年九月二十

引揚医師に関する特例法の期限延長に関する請願

請願者 岩手県九戸郡軽米町一〇ノ九〇 菅原広士外二十六名

紹介議員 千田 正君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第四八号 昭和三十六年九月二十

引揚医師に関する特例法の期限延長に関する請願

請願者 東京都練馬区豊玉北六ノ七 藤利幸外六十二名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第一一五号 昭和三十六年九月二十七日受理

未帰還者留守家族援護に関する請願

請願者 茨城県水戸市北三の丸県庁内在外同胞帰還促進関東地区協議会内 小林勘市外六名

紹介議員 郡 祐一君

未帰還者に対する諸問題は、近く最終処理を要する段階に入らぬと思われ、今なお苦境にあえぐ多くの未帰還者留守家族のあることはまことに忍び得ないものがあるから、(一)法外未帰還者のうち南方地域邦人については「未帰還者に関する特別措置法」を適用するよう措置すること、(二)葬祭料は現行三千円を二万円ないし三万円に改定すること、(三)現地復員「特」、現地召集解除者については、離隊または現地召集解除の時期、動機にかかわらずすみやかにその身分を復元すること、(四)未帰還者留守家族手当の支給期間を延長すること等の援護措置を講ぜられたいとの請願。

第一九九号 昭和三十六年九月二十八日受理

人命尊重に関する請願(六通)

請願者 鹿児島県始良郡福山町福山 福森コト外百三十八名

紹介議員 川上 為治君

今日、わずかの理由による殺人及び性道徳の乱れ等、社会悪の根元とみられるものは、いろいろあるが、そのうち最も大きなものは、優生保護法第十四

条第一項の条文「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」のうち「又は経済的」という言葉が、むやみに拡大解釈されていること、同じく五号の「暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することのできない間に姦淫されて妊娠したもの」という規定が、私通乱婚者の中絶に悪用されていることによつて、と考えられるから、この四号及び五号に關して、戦前と同じ取扱いがされるよう善処せられたいとの請願。

昭和三十六年十月十三日印刷

昭和三十六年十月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局